審　査　基　準

平成 28 年 7 月 5 日作成

法　　令　　名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根　拠　条　項：第２２条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第２２条（運搬証明書の再交付）
審　査　基　準：
標 準 処 理 期 間：２日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、生活安全部生活安全企画課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理係 （025-285-0110　内線 3031）
備　　考：